平成２５年（フ）第４０５号
茨城県水戸市萱場町163番地の10
債務者　小口　裕子
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第４１９号
茨城県小美玉市上合1157番地２　サニータウン８号
債務者　酒井　吉雄
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１２５２号
京都府八幡市西山足立２番地８
債務者　伊澤　和也
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２５３号
京都府八幡市西山足立２番地８
債務者　伊澤　絵美
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８９０号
広島市南区東雲３丁目７番12―801号
債務者　一瀬　典子
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０２４号
広島市東区矢賀新町１丁目１番17―401号
債務者　宮中　美香
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８０号
福岡県糟屋郡新宮町大字三代788番地４ブルーパレス・ナカノⅢ103号、前住所福岡市東区多々良１丁目17番12―708号
債務者　新飼　陽子
1　決定年月日時　平成25年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６８４号
福岡市中央区薬院１丁目10番５号
債務者　大坪　智子
1　決定年月日時　平成25年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７０１号
福岡県糸島市波多江駅北４丁目11番７―706号
債務者　入江　玲未（旧姓古川）
1　決定年月日時　平成25年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７１３号
福岡市南区柳瀬１丁目14番２―203号
債務者　近藤未奈子
1　決定年月日時　平成25年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７７９号
福岡市西区野方６丁目23番５―505号
債務者　菊武　順子
1　決定年月日時　平成25年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３４９号
山梨県甲府市荒川２丁目12番２―40号
債務者　金川　美紀
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６４７号
熊本市中央区草葉町１番21号　レオパレス21・1301号、前住所熊本県水俣市八ノ窪町２丁目４番16号
債務者　坂本　純二
1　決定年月日時　平成25年11月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３５４号
岐阜県各務原市蘇原新栄町３丁目５番地フェイマス新栄203、住民票上の住所岐阜県各務原市鵜沼宝積寺町２丁目127番地
債務者　横山　俊樹
1　決定年月日時　平成25年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３６１号
岐阜市岩崎1154番地３　ドゥナーレ長良Ⅱ502号、住民票上の住所岐阜県関市緑ヶ丘２丁目５番40―105号
債務者　居酒屋かわのこと　松下　和代
1　決定年月日時　平成25年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３８号
宮城県気仙沼市赤岩牧沢50番地２
債務者　渡邉　慎一
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２５年（フ）第８４号
岐阜県下呂市宮地522番地３
債務者　熊崎　元文
1　決定年月日時　平成25年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係